

2022 年度英国現代奴隷法ステートメント（仮訳）

INPEX（以下、当社）は、英国現代奴隷法第 54 条第 1 項の定めに基づき、当社グループ及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引を防止するための取り組みについて、以下のとおり開示します。

1. 当社の事業概要

当社グループは、エネルギーの開発・生産・供給を、持続可能な形で実現することを通じて、より豊かな社会づくりに貢献するとの経営理念に基づき、石油、天然ガスその他の鉱物資源の調査、探鉱、開発、生産及び販売、再生可能エネルギーの調査、開発、生産及び販売、それら事業への投融資及び付帯関連する事業を主たる業務としています。また、長期戦略と中期経営計画（INPEX Vision@2022）を策定し、日本及び世界のエネルギー需要に応えつつ、2050 年ネットゼロカーボン社会の実現に向けたエネルギー構造の変革に積極的に取り組んでいます。

当社グループは、世界約 20 か国でプロジェクトを推進しており、グループ従業員数は 3,000 名を超えています。

・ INPEX Vision @2022 (<https://www.inpex.co.jp/company/midterm.html>)

英国においては、当社ロンドン事務所において、周辺地域事業の管理運営や新規案件発掘の支援、石油ガス産業関連や再生可能エネルギーを含む新事業の情報収集等を実施しています。

当社コアエリアの一つである豪州においては、2019 年 1 月に豪州現代奴隷法（Modern Slavery Act 2018）が施行されたことに伴い、同法に則り、当社豪州事業会社によるステートメントを開示しています。

・ INPEX Australia ホームページ (<https://www.inpex.com.au>)

石油・天然ガス鉱区を保有するノルウェーにおいては、2022 年 7 月に透明性法（Transparency Act）が施行されたことに伴い、同法に則り、当社ノルウェー事業会社によるレポートを開示しています。

- ・ INPEX Idemitsu Norge ホームページ (<https://inpex-idemitsu.no/>)

2. 奴隷労働及び人身取引防止に関する方針、体制等

グループに適用する方針

当社は、INPEX グループ人権方針（以下、人権方針）にて、当社グループの人権尊重の姿勢を包括的に明示しています。また、サステナビリティへの取り組みを推進するための指針であるサステナビリティ憲章を制定し、その憲章のもと、全ての役員・従業員が守るべき行動基本原則及び行動規範において、人権の尊重を規定しています。

- ・ 人権方針 (<https://www.inpex.co.jp/csr/compliance/pdf/INPEX-Group-Human-Rights-Policy-jp.pdf>)
- ・ サステナビリティ憲章 (<https://www.inpex.co.jp/company/philosophy.html>)
- ・ 行動基本原則及び行動規範 (<https://www.inpex.co.jp/company/policy.html>)

INPEX バリュー

当社グループでは、役員・従業員が一体となって働くための共通の基盤として、5 つの項目(安全第一、誠実、多様性、創意工夫、協働)からなる INPEX バリューを定めています。

- ・ INPEX バリュー (<https://www.inpex.co.jp/company/value.html>)

国際規範の尊重と外部イニシアティブへの参加

当社グループは、国際人権章典や ILO 国際労働基準、国連のビジネスと人権に関する指導原則等の人権に関する国際規範を支持しているほか、2011 年より国連グローバル・コンパクト、2013 年より IPIECA に参加し、人権の尊重に努めています。

体制

当社グループでは、人権方針、サステナビリティ憲章、行動基本原則及び行動規範において全ての役員及び従業員に対し法令遵守はもちろんのこと、社会規範を尊重し、高い倫理観を持った行動をするよう義務付けています。これらの方針等に基づいた企業倫理・企業行動を徹底するため、常勤の取締役及び執行役員等を構成員とし、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的及び随時開催しています。

本ステートメントは当社取締役会の承認を得ており、また、コンプライアンス担当役員である取締役副社長執行役員の川野憲二により署名されています。

3. 奴隷労働及び人身取引防止に関する取り組み

事業リスクの審査に当たっての人権への配慮

当社グループのプロジェクト推進に際しては、国際金融公社（IFC）パフォーマンススタンダードを自主基準に採用し、事業活動が操業地域に与え得る環境・社会影響について労働課題及び人権側面を含めて調査を実施し、リスクを特定した上で回避・緩和・モニタリングを行うなど、適切に対処しています。

- ・ 人権への取組 (<https://www.inpex.co.jp/csr/compliance/humanrights.html>)

サプライチェーンマネジメント

当社グループはコントラクター、サプライヤーやジョイントベンチャーパートナーなどの様々なステークホルダーと共に事業活動を推進しています。

当社グループでは、日本、オーストラリア、インドネシア、アラブ首長国連邦（UAE）、ノルウェーでオペレータープロジェクトを展開しています(*)。オペレータープロジェクトでは、労働、資機材、役務を提供するサプライチェーンが存在します。

約 2,000 社のサプライヤーを通じ、年間で約 2,600 億円に及ぶ調達をサプライチェーン上のリスクを管理しながら適切に行っております。

調達活動においては、調達倫理に係る社内規程に従って、関連する法律、社会規範及び当社サステナビリティ憲章を遵守するように努めています。

コントラクター、サプライヤーに対しては、調達契約等において当社人権方針の内容を尊重することを求めています。2022 年には、この取り組みをさらに強化するために、強制労働の防止を含めた ESG 事項の遵守をサプライヤーに対して要請する「サプライヤー行動規範」を制定しました。

さらに、新規サプライヤー登録または入札評価において人権に関するリスク評価を実施するとともに、契約中の一部サプライヤーに対しアンケートによる調査や外部講師を招いた人権セミナー、サプライヤーCSR 監査を実施しています。

また、当社グループがノンオペレーターとして参画するプロジェクトにおいては、オペレーター等に対しアンケートによる調査を行い、人権に関する取り組みの確認を定期的に行っています。

これらに加え、当社グループ役員・従業員のみならず、コントラクター、サプライヤー及びその下請業者に対する、人権方針の浸透を図るため、国内外のオペレータープロジェクトの各拠点等において人権啓発ポスターの掲示を実施しています。

(*) 米国テキサス州において、オペレーターとしてシェールオイルの開発・生産・販売事業を行っていたが、本年同事業を売却し、事業終結。

啓発活動及び内部通報制度

当社グループでは、全ての役員・従業員が守るべき人権方針、行動基本原則及び行動規範において、人権の尊重を規定しており、社内のイントラネット等を通じ役員・従業員に周知しています。また、役員・従業員を対象にした人権に関する e-ラーニングや従業員向けコンプライアンス研修の実施に加え、コンプライアンス通信の発行などによって、人権を含めたコンプライアンス分野の社内啓発活動を積極的に推進しています。さらに、内部通報制度（<https://www.sustainability-report.inpex.co.jp/2022/jp/compliance/compliance-2.html>）に基づく社内外通報窓口で構成するヘルプライン及びINPEX グローバルホットライン(*)を設置し、当社グループの役員・従業員を対象に運用しており、重大なコンプライアンス違反がある場合においては、適切に対処し、年次サステナビリティレポートで開示することとしています。

また、当社グループにおける人権に関するパフォーマンスデータを毎年サステナビリティレポートで開示しています。

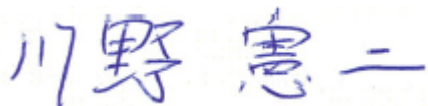
(*) 2020 年 6 月、ヘルプラインに加えて開設。経営上特にリスクが高い分野である(1)贈収賄・汚職、(2)独占禁止法（競争法）違反、(3)不正な会計処理の早期探知・是正を図る等を目的として設置。

4. 今後の取り組み

当社グループは、人権に関する継続的な社内研修やサプライチェーンにおける奴隷労働及び人身取引の防止を含む人権マネジメント強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の様々な感染防止対策を講じながら、ステークホルダーの健康・安全の確保を最優先にして、操業地域社会への社会的責任を着実に果たし、持続可能な社会づくりに貢献して参ります。

また、サプライヤー各社でのサプライヤー行動規範の遵守をサポートし、実効性の向上に寄与するため、要請される具体的施策を記したガイドラインを制定しました。

2023 年 6 月 26 日



署名者 川野憲二

役職名 取締役 副社長執行役員

株式会社 INPEX